

優生保護法訴訟仙台地裁判決に対する声明

本日3月6日、仙台地方裁判所は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である原告に慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。

仙台地方裁判所も、優生保護法が憲法13条、14条1項、24条2項に違反することを明確に認めた。さらに、仙台地方裁判所は、国が被害者が手術の内容や実施の主体や根拠等を認識することが困難な仕組みを構築し、優生手術被害者への差別・偏見を正当化する等、国の違法行為及びこれに密接に関連する行為によって原告らの損害賠償請求権の行使を客観的に不可能もしくは著しく困難にしたと認定し、除斥期間の適用を制限することが相当と判断して原告の請求を認めたものである。

本件は、2022年2月22日の大阪高等裁判所、同年3月11日の東京高等裁判所、2023年1月23日の熊本地方裁判所、同年2月24日の静岡地方裁判所に続く5件目の被害者勝訴判決である。

このように、正義公平の観点から、優生保護法の被害を回復すべきという裁判所からのメッセージが続いているが、国は被害回復に向けて積極的に動いているとは言えない状況にある。

国は、本判決を重く受け止め、優生保護法に基づく重大な人権侵害の実態、被害回復の必要性について真摯に向き合い、控訴することなく、岸田文雄総理大臣が率先して本件の政治的解決に向けて被害者らと即時面談すべきである。本年6月1日、全国に先駆けて提訴した被害者2名について、仙台高等裁判所で判決が予定されている。当然これまでの判決の流れを汲み、同人らの被害回復に向けた結論が示されるものと思料するが、それを待たずして、高齢化している全国の被害者のためにも、国は、前記仙台高等裁判所判決前に一刻も早く全面解決を図るべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを表明する。

2023年 3月 6日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦

旧優生保護法仙台弁護団

団 長 新 里 宏 二